

周南市小規模企業者物価高騰等対応支援金

①物価高騰等対応支援金とは

原油価格・物価高騰により影響を受けている小規模企業者、個人事業主の事業継続を支援するための支援金です。

②支援金

小規模企業者 **10万円** 個人事業主 **5万円**

(申請は1事業者1回限りです。)

③申請期間

令和4年11月28日(月)～令和5年1月31日(火)

[当日消印有効]

④対象要件

(1) 対象者

①小規模企業者 ※以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業者

- (1)中小企業基本法に基づく中小企業者のうち、常時使用する従業員数が20人以下
- (2)申請日時時点で、法人等を設立又は開設したことを市に届け出ている
- (3)業種が、「農林水産業」「金融・保険業」以外

②個人事業主 ※以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業者

- (1)申請日時時点で、市に住民登録がある
- (2)申請日時時点で、次のいずれかに該当する
 - (ア)事業所得に係る確定申告又は市申告をしている
 - (イ)開業届を税務署に提出している
 - (ウ)市内の商工会議所又は商工会に加入している
- (3)業種が、「農林水産業」「金融・保険業」以外

(2) 対象要件 以下の全てに該当する事業者

- ①申請時点で事業を実施しており、事業継続の意思がある
- ②事業の実施にあたり、経費(事業用の仕入代、電気代、燃料費など)が発生している

⑤申請方法

感染症防止のため、申請は郵送にて受け付けます。 ※チェックシートを必ず確認してください。

申請書兼請求書やその他の指定様式は、周南市ホームページからダウンロードしてください。

郵送先・問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 あて Eメール: shoko@city.shunan.lg.jp

「小規模企業者物価高騰等対応支援金」

専用ダイヤル 0834-22-8819 (平日: 9時00分～17時00分)

周南市物価高騰支援

検索



⑥提出物

■共通

- ①周南市小規模企業者物価高騰等対応支援金交付申請書兼請求書
- ②支援金の振込先が確認できる通帳の写し
- ③申請日から3カ月以内に支払った「事業実施により発生した」経費の領収書

■小規模企業者の場合 ※以下の全てを提出

- ①確定申告書別表一（控え）の写し
- ②法人事業概況説明書（控え）の写し（表裏）

■個人事業主の場合 ※以下のいずれかを提出

- ①令和3年分の確定申告書B表一表（控用）写し
【青色申告の場合】
令和3年分の所得税青色申告決算書（一般用）（控用）のP1.2の写し
【白色申告の場合】
令和3年分の収支内訳書（一般用）（控用）のP1.2の写し
- ②令和4年度市県民税申告書（控え）の写し（表裏）
- ③個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ④市内の商工会議所又は商工会に加入していることが確認できる資料の写し

※税務署等に提出した書類を添付する場合は、原則、收受日付印が押印されているなど收受されていることが確認できるものであること。なお、收受されていることが確認できる書類がない場合は、市ホームページをご確認ください。

周南市小規模企業者物価高騰等対応支援金 参考資料

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、常時使用する従業員が20人以下の事業者とは。

業種	どちらも満たすもの	
	資本金(出資金)の額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	20人以下
サービス業	5,000万円以下	
卸売業	1億円以下	
上記以外(製造業等)	3億円以下	

支給要件にある、「常時使用する従業員」の定義は。

労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」を従業員として解しています。よって、パートやアルバイト、派遣社員や契約社員、非正規社員及び出向者については、個別に判断されます。

解雇予告がいない者

- (例) 日日雇い入れられる者（1カ月以内）、2カ月以内の期間を定めて使用される者（契約期間内）
季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者（契約期間内）
試の使用期間中の者（14日以内）

また、会社役員及び個人事業主は「解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、「常時使用する従業員」には該当しません。